

# みんな考えてよう市町村合併

最近、「市町村合併」についての報道が多くなっています。どうして今、市町村合併が必要なのか。国で考えている理由を紹介します。

## 市町村合併の推進と優遇措置

地方分権により、国に集中している権限を市町村に移譲し、住民の皆さんと自治体が協力して、地域のことは責任をもって地域で決めようと、市町村合併特別法の改正を盛り込んだ「地方分権一括法」が平成十一年七月に成立しました。

この法律施行に伴い、国から県に対して「市町村の合併パターン」を含む「市町村合併の推進要綱」の作成が要請され、秋田県では、県内を九市に合併するパターンが示され、「能代山本広域圏」が一つの合併モデルパターンとされたため、合併論議が本格化したものです。

法律の指針では、合併の期限である平成十七年三月

末を目前に、全国で三千二百余りある市町村を三分の一の千程度に削減し、期限内に合併した市町村には、地方交付税や建設事業が有利にできる合併特例債などの財政支援を掲げて、合併に向けた推進を展開しております。

## どうして、今、市町村合併なのか？

社会構造の変化で、過疎化、少子・高齢化、財政難など直面する多くの課題のなかで、住民ニーズが多様化・高度化し、また、日常生活圏の拡大や高度情報化に対応できる市町村の基盤強化が必要とされています。地方分権の時代を迎え、自己決定、自己責任の原則に基づいて、地域のことは地域で決めていかなければ

なりません。現在のままの市町村規模では十分な力が発揮できないので、合併をしてスケールメリット

地方分権の推進  
多様化する住民ニーズの対応を、国や県に頼らないで市町村自らの判断で自己決定し、個性豊かな町づくりをすることができるよう

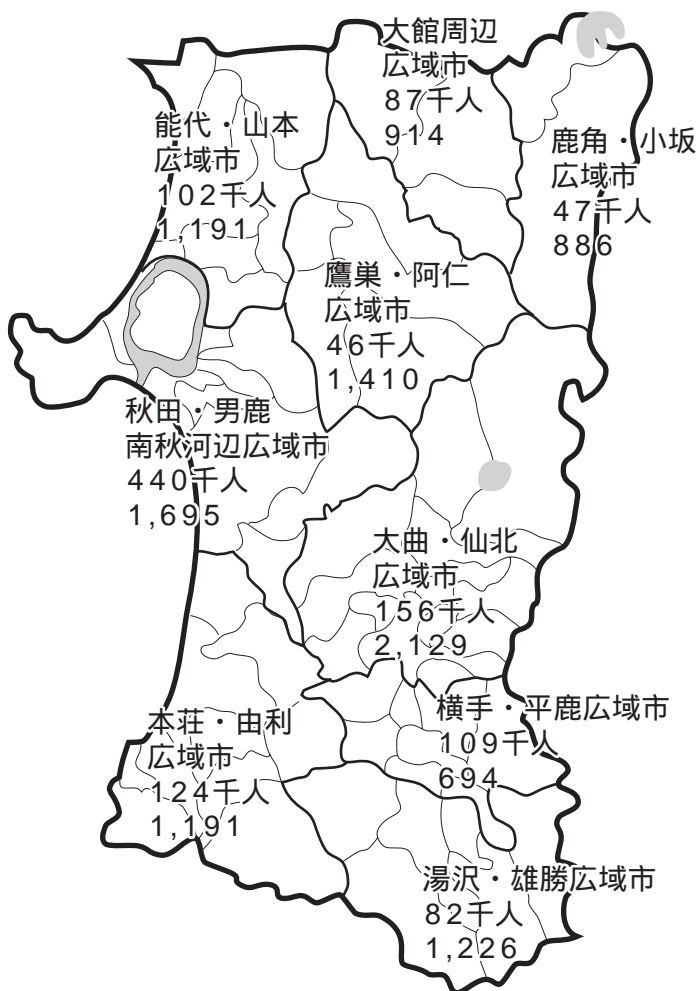
## 具体的な合併理由は？

(規模の利益)により財政基盤の強化が必要であるとの理由から、市町村合併を進めております。

日常生活圏の拡大  
交通通信網の発達により、通勤、通学、買い物など住民の活動範囲が、市町村の枠を越えて広がっています。市町村間の垣根がなくなることで、広域的視点に立った道路網の整備、公共施設

になるが、そのために政策立案能力や財政力など、足腰の強い新たな市町村を創造する必要性が生じてきます。

## 県が示した9市に合併するパターン



の建設、土地利用計画などができません。例えば、文化・福祉施設などの公共施設が効率的に配置され、類似施設の重複がなくなりません。また、個々の市町村で対応できなかったグレードの高いスポーツ施設や文化施設の建設ができるようになり、利用とサービスが同一条件で受けられるのではないかと、国では考えています。

### 加速する

少子・高齢化社会  
社会構造の変化で、少子・高齢化社会が加速的に進行しております。

そこで、町の現状を十年前と比較すると、平成三年度九十人の出生に対して平成十三年度の出生は七十人、率にして二二・二％の急減を示しており、したがって、生産人口がそれに比例して減少しております。一方の高齢化率では、平成二年一九・四％（二千六百三十七人）であったのが、平成十二年では三一％（三千七百十二人）と急増し、今後も増加する傾向にあります。このように税金を負担できる人が減少すると、財政

状況が悪化し、行政サービスの低下につながるのではないかと心配があり、その改善策として国では、行規規模を拡大（合併）をして基盤の強化が必要であると考えております。

### 厳しくなる財政事情

国と地方を合わせた借金は平成十三年度末で約六百六十六兆円に達し、そのうち地方の借金は百八十八兆円を超えます。また、長引く経済不況と人口減少で、税収の伸び悩みが深刻化し、国・地方の財政状況は、非常に厳しさが増しております。こうした状況で、国から市町村に交付される唯一の財源である地方交付税が減少し、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、行規規模を拡大（合併）して財政力を強化し、より一層簡素で効率的な行政運営を行うために、国では市町村合併の推進を支援しております。

### 合併特例法財政面で

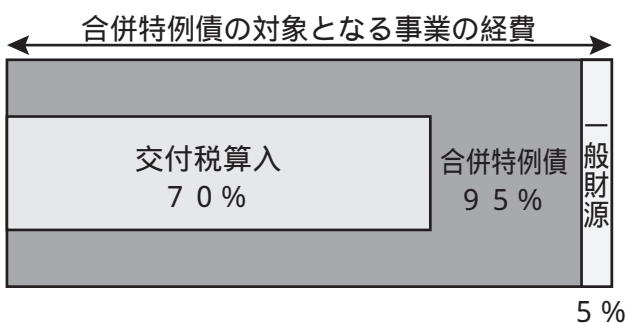
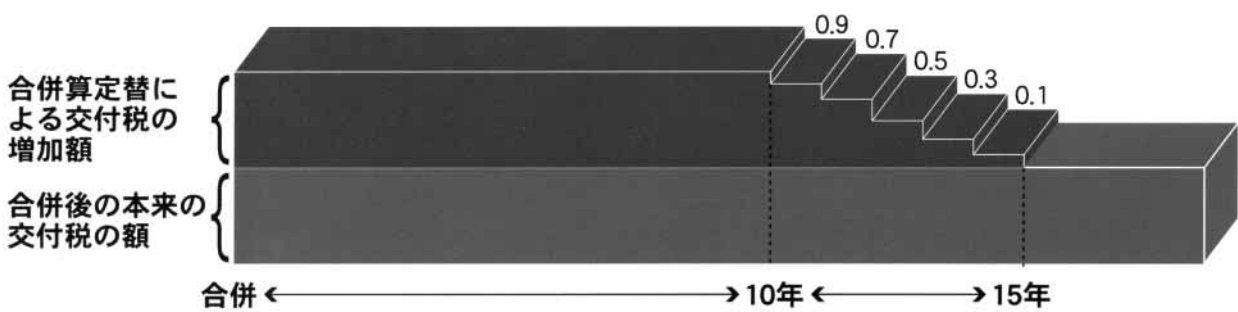
#### 優遇措置

有効期限は平成十七年三月末  
地方交付税の特例

#### （合併算定替）

市町村が行う各種行政サービス運営には、多額の財源が必要ですが、その中でも国から交付される地方交付税は、きわめて依存度が高く、交付額の増減は市町村財政運営に直接影響を及ぼす程大事な財源です。

合併は、人件費をはじめ行政コストを軽減するため行うのですが、合併してすぐにはコスト削減は進まないため、合併後十年間は、合併前に市町村に交付している普通交付税の合算額が全額保証され、合併後の新市町村に交付されます。さらに、五年間にわたり段階的に縮減する激減緩和措置がとられることで、ムリのない財政運営を支援しております。



地方債の特例（合併特例債）市町村が地域づくり事業を進めるために欠かすことができないのが地方債（借金）です。合併すると新市町村建設計画に基づいて、まちづくりのための建設事業が行われますが、その経費に対して十年間は、合併特例債という返済条件の良い地方債でまかなうことができます。この特別な起債は、事業経費の九五％が見込め、返済する元金と利息の七〇％を普通交付税で財政支援するという大変有利な制度です。

## 合併準備に対しての県の補助

### 共同研究等支援事業費 補助金

複数の市町村で構成する合併研究会が、市町村合併重点支援地域の指定に向けて行う調査研究等に対して補助金を交付します。

#### 補助限度額

1 団体 1 0 0 万円

補助率 1 / 2

### 重点支援地域指定市町村支援事業費 補助金

市町村合併重点支援地域に指定された市町村で構成する任意の協議会が法定協議会の設置に向けて行う調査研究等に対し、補助金を交付します。

#### 補助限度額

1 団体 5 0 0 万円

補助率 10 / 10

## 市町村合併のメリット・デメリット

メリットとして考えられるもの

各市町村が設置している図書館、スポーツ施設、保健福祉センターなどの公共施設を同じ条件で使えるようになります。

勤務地の近くでも、いろいろな施設を使ったり、窓口のサービスを受けられるようになります。

小さな役場では、職員一人ですべての事務をしておりますが、規模が大きくなれば専門的な職員を採用することができ、住民のみなさんに高度なサービスが提供できます。

重複する管理部門（人事、財政、企画などの部門）をスリム化することができるため、行政サービスを維持しながら人件費を削減することができます。

スポーツや文化施設など大規模な公共施設を重複して建設しなくなりま

す。  
新市町村のイメージアップにつながることで、企業誘致や若者定着が期待できるため、地域が活性化できます。

デメリットとして心配されるもの

役所が遠くなつて、今までより不便になるのではないかと。

中心部だけが良くなって、周辺部はさびれてしまうのではないかと。

住民の声が届きにくくなって、きめ細かな行政サービスができなくなるのではないかと。

各地域で育まれてきた歴史、文化、伝統などが失われてしまうのではないかと。

福祉をはじめとした行政サービスの水準が低下したり、公共料金などが高くなるのではないかと。

